

トップランナー医師育成留学支援事業補助金交付要綱

医 人 第 5 1 号

令和元年6月12日

トップランナー医師育成留学支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、小児科、産科、救急その他知事が必要と認める診療科（以下「小児科、産科、救急等の診療科」という。）で地域医療をリードする医師の海外留学を支援するため、当該医師が海外留学を行うことに対して、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

- 第2条 この補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる条件を満たす医師とする。
- (1) 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2に規定する臨床研修病院又は一般社団法人日本専門医機構が認定する専門研修プログラムの基幹施設に勤務する者
 - (2) 県内の地域医療（小児科、産科、救急等の診療科）に貢献する意欲のある者
 - (3) 専門医資格を取得している者
 - (4) 留学後に引き続き、留学期間の3倍の期間（当該期間が1年に満たない場合、1年とする）、県内医療機関の必要とされる小児科、産科、救急等の診療科において確実に勤務に従事できる者

(補助事業)

- 第3条 この補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）は、小児科、産科、救急等の診療科で地域医療をリードするための医師の海外留学とする。

(補助額の算定方法)

- 第4条 この補助金の交付額は、次の表に規定する対象経費の実支出額と同表に規定する補助限度額とを比較して、少ない方の額とする。ただし、算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

留学期間	対象経費	補助限度額	補助率
1か月以上 3か月未満	(1) 渡航費（最大30万円） (2) 研修・滞在費（日額1万円）	100万円	10/10
3か月以上 6か月未満		150万円	
6か月以上		300万円	

(補助金の交付の条件)

- 第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。
- (1) 関係法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業の内容を変更（軽微な変更は除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (7) 補助金と補助事業に係る証拠書類等の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（申請書の様式等）

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、別に通知する期限までに知事に提出して行うものとする。

（記載事項）

第7条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 履歴書
- (2) 専門医資格認定証の写し
- (3) その他参考となる資料

（変更申請手続き）

第8条 第4条第1項第3号又は同項第4号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合には、第6条及び第7条に定める申請手続きに準じて行うものとする。

2 前項の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更申請書は、様式第2号のとおりとする。

（軽微な変更）

第9条 規則第6条第1項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、県の交付する補助金の額に変更を生じさせないものに限る。

（補助事業者の決定）

第10条 補助事業者の決定は、選考委員会が書類審査及び面接の上行う。

（交付決定通知書の様式）

第11条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

（概算払）

第12条 知事は必要があると認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助金交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

（状況報告）

第13条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第14条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後30日以内（第5条第1項第3号及び第4号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日以内）又は補助金申請日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(確定通知書の様式)

第15条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(交付決定の取消・返還)

第16条 知事は、補助事業者が第5条に掲げる条件に従わなかったとき、又は、補助金の不正使用若しくは不正受給があったとき、その他補助事業において不正行為があったと認められた場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 知事は、第2条第4号に定める期間、県内医療機関の小児科、産科、救急等の診療科において勤務に従事しなかった場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(勤務報告)

第17条 補助事業者は、留学後に引き続き、県内医療機関の小児科、産科、救急等の診療科において勤務に従事し、勤務開始から留学期間の3倍の期間（当該期間が1年に満たない場合、1年とする）を経過した場合、速やかに様式第7号の勤務証明書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者が次に掲げる奨学金又は研修資金の貸与を受けている場合においては、当該奨学金又は研修資金の返還の債務の免除を受けるために必要とされる勤務は、前項の勤務に含めないものとする。

(1) 埼玉県後期研修医研修資金貸与条例（平成二十一年埼玉県条例第十三号）第一条の研修資金

(2) 埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例（平成二十二年埼玉県条例第十六号）第一条の研修資金

(3) 埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号）第一条の奨学金

(4) 県内の大学の医学を履修する課程に在学する者を対象とした奨学金（補助金等の交付手続等に関する規則（昭和四十年埼玉県規則第十五号）第二条第四項第一号に該当するものに限る。）

(その他)

第18条 この要綱に定める補助事業については、第1条第2項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の適用がある。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。